

JICA 食と農の協働プラットフォーム 運営要領

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、JICA 食と農の協働プラットフォームと称する。英名は JICA Platform for Food and Agriculture、通称は JiPFA とする。

第 2 条 (目的)

本会は、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けて、独立行政法人国際協力機構が設置運営し、農林水産及び食料・栄養分野における関係省庁、政府機関、大学／研究機関、民間企業／業界団体、特定非営利活動法人、国際機関駐日事務所等の本邦関係者が途上国及び日本の課題解決のための活動を促進することを目的とする。

第 2 章 会員

第 3 条 (会員資格)

本会の会員は、本会の目的に賛同し第 5 条の規定により入会を承認された、農林水産及び食料・栄養分野における本邦の関係省庁、政府機関、大学／研究機関、民間企業／業界団体、特定非営利活動法人、国際機関駐日事務所等の団体又は個人とする。ただし、当該団体及びその代表者、役員または実質的に経営を支配する者 (以下「役員等」という。) 又は当該個人が、暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。)、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等 (これらに準ずる者又はその構成員を含む。各用語の意味は平成 16 年 10 月 25 日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」(以降の改正を含む。)) に準じる。以下「反社会的勢力」という。) に該当する場合又は反社会的勢力と不適切な関係を有すると認められる場合は、本会の会員となることはできないものとする。

第4条（会員の行動規範）

本会の会員が本会に関連する活動を行う場合には、以下の点を遵守するものとする。

- （1） 我が国及び途上国の法令遵守
- （2） 2014年10月の世界食料安全保障委員会（CFS）総会にて採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための行動原則」の遵守

第5条（登録）

本会の会員登録を希望する団体又は個人は、所定の様式により会員登録申込書を本会事務局に提出し、独立行政法人国際協力機構の承認を得なければならない。

第6条（登録費及び会費）

登録費及び会費は徴収しない。

第7条（退会・除名）

1 会員は、本会の登録を解除しようとするときは、登録解除を本会事務局に連絡しなければならない。

2 会員が以下に該当する場合には、独立行政法人国際協力機構の決定により当該会員を本会への登録を解除することができる。

- （1） 本会の名誉又は信用を傷つけたとき。
- （2） 本運営要領に反する行為をしたとき。
- （3） 反社会的勢力に該当すること又は反社会的勢力と不適切な関係を有することを疑うに足りる事情が明らかになったとき。
- （4） その他本会の会員として相応しくない事情があると独立行政法人国際協力機構が判断したとき。

3 団体である会員が解散等により消滅したとき又は個人である会員が死亡したときは、その時点をもって本会の登録を解除したものとみなす。

第3章 本会の活動

第8条（本会の基本的活動）

本会は、第2条の目的を達成するため、途上国の農林水産及び食料・栄養分野にかかわる次の活動を行う。

- （1） 情報・経験の共有
- （2） 各種勉強会、イベント等の開催（TV会議システム等の活用により地方からの参加を促進する）
- （3） 共同活動（共同研究・技術開発、民間企業等の海外展開、途上国及び日本の人材育成等）の企画・支援
- （4） その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第9条（フォーラム（定例会））

- 1 本会は、原則として年1回、フォーラム（定例会）を開催する。
- 2 フォーラム（定例会）においては、本会の活動に関する方針、前年度の活動報告、次年度計画に関する意見交換等を行うものとする。

第10条（分科会）

本会は、年間活動計画及び会員の要望等に応じて、特定の地域・課題等を取り組み対象とした分科会を設置することができる。

第4章 事務局

第11条（事務局）

- 1 本会の事務局を独立行政法人国際協力機構経済開発部に置き、同経済開発部長を事務局長とする。
- 2 事務局は、JICA内の関係部署とも連携を図りつつ、次の役割を担う。
 - （1） 途上国の農林水産及び食料・栄養分野における現状や課題に関する情報の収集と提供
 - （2） 本会のウェブサイトの運営
 - （3） フォーラム、分科会の開催事務
 - （4） 関連事業（調査・研究、人材育成等）の実施

- (5) 会員間の共同活動の促進・支援
- (6) JICA 事業への参画等に関する個別相談対応
- (7) 会員の登録等に関する事務
- (8) 分科会の設置等に関する事務
- (9) その他、本会の運営を行うために必要な活動

第4章 改廃

第12条（改廃）

本運営要領の改廃は、独立行政法人国際協力機構が行う。

附則

この運営要領は、本会の設立の日から実施する。